

宝塚市男女共同参画推進条例



宝塚市男女共同参画推進条例とは

すべての人が性別にとらわれず、自分らしくいきいきと暮らせるまちの実現をめざして、市の基本的な考え方を定めた条例です。

(平成 14 年 (2002 年) 7 月 1 日施行 平成 31 年 (2019 年) 3 月 29 日改正)

平成31年3月改正の



1 性自認と性的指向について定義しました(第2条)

性自認：自分がどんな性別と思っているかということ

生まれたときに決められた性別と違うこともあります。

性的指向：誰を好きになるかということ

異性である場合もそうでない場合もあります。

恋愛や性的感情をあまり感じない場合もあります。

いろいろな
性があります。



2 性別 性自認 性的指向による差別を禁止します(第7条第1項)

すべての人について、直接的であると間接的であるとを問わず、職場、学校、地域、地域、家庭などあらゆる分野において、性別、性自認、性的指向による差別を禁止します。

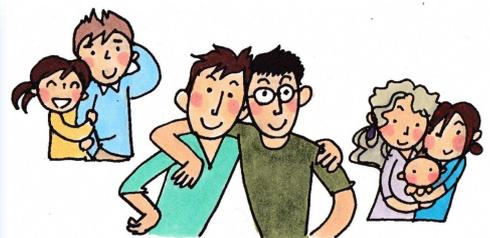
すべての人は
人間として
尊重されます。



お気軽に何でも
聞いてくださいね！

3 相談をお受けします(第20条)

性別、性自認、性的指向による差別などの人権侵害について、市民や事業者のみなさんからの相談をお受けします。



宝塚市男女共同参画推進条例の仕組み

基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度や慣行への配慮
- 3 政策・方針の立案及び決定への男女共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際社会との協調
- 6 性と生殖に関する健康と権利の尊重



責 務

市

男女共同参画の推進に関する施策を実施します。

市民の皆さん

社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進しましょう。

事業者の皆さん

事業活動に関して男女共同参画の推進に努めましょう。

宝塚市男女共同参画推進審議会

禁止事項等

- 1 性別・性自認・性的指向による差別的取り扱いの禁止
- 2 セクシュアル・ハラスメントの禁止
- 3 配偶者等に対する暴力の禁止
- 4 公衆に表示する情報に関する留意



基本的施策

- 男女共同参画推進の基本計画の策定
- 財政上の措置
- 調査研究
- 施策実施状況の年次報告
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 市民、事業者への広報等
- 学校教育、社会教育における取組
- 市民、事業者の活動への情報提供等の支援
- 附属機関等の委員の男女の均衡
- 事業者への働きかけ
- 苦情申出への対応
- 相談申出への対応
- 推進体制の整備



男女共同参画社会の実現



一人ひとりにできることを考えてみませんか？

家庭

- ・家事、子育て、介護などは、家族みんなで協力して分担しましょう。
- ・子どもの性別にとらわれなくて、その子の個性と能力を大切に育てましょう。
- ・家族の間でも暴力は犯罪です。相手の人権を尊重し対等な関係を築きましょう。



地域



- ・方針決定から実施まで男女がともに積極的に参画し、責任を分かち合しましょう。
- ・地域の会合や活動は、働いている人も参加しやすいように、時間や方法を工夫しましょう。
- ・子育てに悩みのある家庭を孤立させないように、地域の中でみんなで子育てを支援しましょう。

職場

- ・採用、配属、昇格、昇進や仕事の分担などに、性別による偏りや格差がないようにしましょう。
- ・性別にかかわらず育児休暇や介護休暇などを取得しやすい職場づくりを進めましょう。
- ・セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりを進めましょう。



宝塚市 総務部人権平和・男女共同参画課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話 0797-71-1141(代表) 0797-77-9100(直通)

FAX 0797-77-2171

発行 令和元年(2019年)6月

詳しくはコチラをご覧ください。

